

法務の役割って何ですか？その8 法務って、経営者の問題？

鳥飼総合法律事務所 弁護士 鳥飼重和

前回は、車の両輪論は、「法令等の遵守」と「利益の確保」の両立しない現場では実効性がないことを述べた。そのため、カルテル・談合を例として取り上げた。最近、シャッターの販売をめぐる価格カルテルを結んだとして、公正取引委員会は、4社に対し、総額55億円の課徴金納付を命じた。しかも、自主申告をした1社に対して、申告内容が不適切だとして、課徴金の減免措置が見送られたというオマケまでついている。

報道によれば、各社の役員が出席する会合でカルテルの合意があったという。それが真実だとすれば、この4社は、効率性優先論に立っていたおそれがある。これは、国民・消費者を重視する時代の流れに逆らうものであって、時代に適応することで適者生存ができる企業のあり方に反するものである。そのため、少なくとも、4社では、表立ってカルテルを容認してはいないと思われる。社内では、カルテルの禁止を宣言していたはずで、その意味では、車の両輪論に立っていると思われる。

この事例は、車の両輪論が経営の健全性の確立について実効性がないことを如実に示すものである。反対に、経営の健全性を実効的に確立するには、経営者が率先して、経営の利益を捨てても、カルテル等を禁止するという健全性優先論を宣言し、そのためのあらゆる施策を実施する必要がある。つまり、経営の健全性の確立は、経営者の考え次第なのである。法務がその本来の役割を果たせるかどうかは、経営者の考え方で決まるのである。

経営者が事実上カルテルを容認している会社では、有能な法務マンは、その本来の役割を果たせず、苦悩するばかりになる。法務マンの有能さを生かすことができるのは、健全性優先論を明確にした、有能な経営者の下につく場合である。

法務マンを生かす経営者は、経営の健全性を確保することは企業の永続的な成長につながり、高度の経営の効率性の確保に必須の前提となるという確信を持つものである必要がある。そのためには、法務が経営の効率性にいかに役立つかを実証的に理解する必要がある。以前に、利益の循環を生む社会構造について述べたが、社会の信頼が利益を生む雪だるまの芯だというのがそこでの結論だった。

そうではあるが、カルテルが発覚した前記4社を見ると、社会的な信頼を失ったことは明らかであるが、それだけでは、経営の健全性が経営の効率性に決定的な影響を与えたことが分かりにくい。大手業者によって寡占化された業界でのカルテルでは、摘発された後でも、会社の永続に問題がないように見えるからである。

そこで、経営の健全性を害するカルテルによって巨額の課徴金を納付することが、いかに経営の効率性を害するかを、明確な金額を上げて説明をする必要がある。その金額の持つインパクトの大きさが分かれば、経営者は、経営の健全性の確保が会社の永続的成長に決定的意味を持つことを理解できる。今回は、この点を明らかにしたい。

鳥飼重和（とりかい しげかず）

税理士事務所勤務後、司法試験に合格。日本税理士会連合会顧問。専門分野：内部統制・役員責任を中心とした会社法。税務訴訟を中心とした税法。主著書：『内部統制時代の役員責任』（共著、商事法務、2008）、『「考運」の法則』（同友館、2009）、『平成22年 株主総会徹底対策』（共著、商事法務、2010）など他数。